

第1号様式の2（その1）（第2条関係）

整備基準適合状況表（建築物（コンビニエンスストアを除く。））

施設の名称

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定	人的支援
1 主たる利用経路				
(1) 1以上設ける経路（④はその全て）	①道等から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②利用居室から多目的トイレまでの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③障害者等用駐車施設から利用居室までの経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までのすべての経路	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 構造	階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーター等の昇降機を併設する場合等を除く。）。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(3) 出入口	①幅は、80cm以上	(幅) cm		
	②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。	(開閉方式)		
2 廊下等				
(1) 構造	①粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上材)		
	②階段又は傾斜路の上端に近接する部分に注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合又は自動車の駐車のために供する施設に設ける場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書 <input type="checkbox"/> 突起なし		
(2) 主たる利用経路の廊下等	①幅は、120cm以上	(幅) cm		
	②末端の付近及び区間50m以内ごとに車椅子の転回場所	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。	(開閉方式)		
3 階段				
	①踊場を除き、手すりを設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上材)		
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差により段を容易に識別可能	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

	④段鼻の突き出し等のつまずきの原因となるものを設けない構造	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分に注意喚起用床材を敷設（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書 <input type="checkbox"/> 突起なし		
	⑥主たる階段は、回り階段でないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑦1以上の階段の両側に手すりを設置（8(1)の構造のエレベーターを設置する場合、近接する複数の階段で合わせて左右両側の手すりを設置する場合又は幅員が140cmを確保できない場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路				
(1) 構造	①手すりを設置（傾斜路の勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える部分）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上材)		
	③前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差により存在を容易に識別可能	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書 <input type="checkbox"/> 突起なし		
	⑤両側に立ち上がり部を設置（側面が壁面の場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
(2) 主たる利用経路の傾斜路	①幅は階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上	(幅) cm		
	②勾配は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1以下）	(勾配)		
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	(高さ) cm (踏幅) cm		
5 便所				
(1) 多目的トイレ（専ら従	①多目的トイレを1以上（男女の区分があるときは、それぞれ1以上）設置	(設置数) 箇所		
	②多目的トイレには、腰掛便座、手すり等が適切に配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

業員が使用するもの又は共同住宅の住戸内のものを除く。）	③多目的トイレに、十分な空間を確保	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④多目的トイレ及び便所の出入口の幅は、80cm以上	(幅) cm		
	⑤多目的トイレ及び便所の出入口に戸を設ける場合には、幅は、80cm以上	(幅) cm		
	⑥多目的トイレ及び便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造	(開閉方式)		
	⑦多目的トイレが設けられている便所は、十分な空間を確保	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑧車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑨1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ、け込み等に配慮した構造及び車椅子使用者に配慮した高さの鏡の設置	(洗面台の高さ) cm (け込みの高さ/奥行き) cm/cm (鏡の高さ) cm		
	⑩レバー式等の操作が容易な水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー <input type="checkbox"/> 光感知 <input type="checkbox"/> 他()		
	⑪オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を1以上(男女の区分があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数) 箇所		
(2) 床	粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上材)		
(3) 水洗器具	1以上(男女の区分があるときは、それぞれ1以上)は、レバー式等の操作が容易な水栓器具	<input type="checkbox"/> レバー <input type="checkbox"/> 光感知 <input type="checkbox"/> 他()		
(4) 男子用小便器のある便所	床置き小便器、壁掛式小便器等を1以上設置	(設置数) 箇所		
6 敷地内の通路				
(1) 構造	①粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上材)		
	②段がある部分には、手すりを設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差により段を容易に識別可能	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④段鼻の突き出し等のつまずきの原因となるものを設けない構造	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

	⑤主たる階段は、回り階段でないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(2) 傾斜路	①手すりを設置（勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える部分）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差により存在を容易に識別可能	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③両側に立ち上がり部を設置（側面が壁面の場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
(3) 主たる 利用経路 の敷地内 の通路	①幅は、120cm以上	(幅) cm		
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。	(開閉方式)		
	④排水溝につえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(4) 主たる 利用経路 の敷地内 の通路の 傾斜路	①幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上	(幅) cm		
	②勾配は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1以下）	(勾配)		
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	(高さ) cm (踏幅) cm		
7 駐車場				
障害者等 用駐車施設	①駐車場を設ける場合には、1以上設置(専ら従業員が使用するものを除く。)	(設置数) 箇所		
	②幅は、350cm以上	(幅) cm		
	③障害者等用駐車施設から利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
8 エレベーター				
(1) 構造	①エレベーターを設ける場合には、②から⑩までに定める構造のものを1以上設置（多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス等を高齢者、障害者等が享受できる場合等又は主として荷物の運搬の用に供するエレベーターを設置する場合を除く。）	(設置数) 箇所		
	②籠は、多数の者が利用又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、多目的トイレ、障害者等用駐車施設がある階及び地上階に停止	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	(幅) cm		
	④籠の幅は、100cm以上	(幅) cm		

	⑤籠の奥行きは、135cm以上	(奥行き) cm		
	⑥乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm		
	⑦籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑧籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑨籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑩乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑪籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置(主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものは除く。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
	⑫籠内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能(主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものは除く。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ただし書		
	⑬籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置(主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものは除く。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
(2) 主たる利用経路のエレベーター(2,000m ² 以上の施設への設置)	①籠の幅は、140cm以上(共同住宅等は100cm以上)	(幅) cm		
	②籠は、車椅子の転回に支障がない構造(共同住宅等は除く。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③籠内には、手すりを設置(共同住宅等は除く。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④籠の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 特殊な構造等のエレベーター	平成18年国土交通省告示第1492号第2第1号に規定する構造	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
9 標識				
	①整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近に、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

	③表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
10 案内板等				
(1) 案内板 その他の 設備	①整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの配置を表示した案内板等を設置（当該設備の配置を容易に視認できる場合又は管理者等が出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が11(2)の基準に適合する場合を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
	②案内板等の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	③整備基準に適合する便所又はエレベーターの配置を点字により表示する等視覚障害者に示すための設備の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 調剤受 取用文字 表示	病院の調剤受取を待つための文字による表示装置を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 非常警 報装置	劇場等、集会場等及びホテル等に自動火災報知設備を設ける場合は、これと連動した光等による非常警報装置を設置	(種類)		
11 視覚障害者利用経路				
(1) 視覚障 害者利用 経路を設 ける経路	道等から案内設備までの経路のうち1以上の経路（管理者等が出入口を容易に視認でき、かつ、道等から出入口までが(2)の基準に適合する場合を除く。）は視覚障害者利用経路とすること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
(2) 視覚障 害者利用 経路の構 造	①誘導用床材及び注意喚起用床材の適切な敷設又は音声等による誘導設備の設置（駐車場等の車路を横断する部分を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 突起なし		
	②車路に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 突起なし		
	③段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設（勾配が20分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜の上端に近接するものである場合又は段若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書 <input type="checkbox"/> 突起なし		
12 授乳場所等				
	①授乳のできる場所を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②椅子その他授乳に必要な設備を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③おむつ交換のできる場所を設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	④ベビーベッド等のおむつ交換に必要な設備の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤便所（男女の区分があるときは、それぞれの便所）内にベビーチェア等を設置した便房を1以上設置	(設置数) 箇所		
13 客席				
劇場等、集会場等及びスポーツ施設で固定式の席を設けるもの	①車椅子使用者用区画を席数の200分の1以上設置（最高10まで）	(総席数) 席 (区画) 人分		
	②区画は、1人につき幅90cm以上、奥行き150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm		
	③区画に至る1以上の通路の幅員は、120cm以上	(幅) cm		
	④区画に至る1以上の通路に高低差がある場合は、4(1)②及び(2)①から③までに定める構造の傾斜路を設置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
14 共同浴室等				
ホテル等に設ける1以上（男女の区分があるときは、それぞれ1以上）の共同浴室及び脱衣場	①出入口の幅は、80cm以上	(幅) cm		
	②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造	(開閉方式)		
	③車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④腰掛台の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤レバー式等の操作が容易な水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー <input type="checkbox"/> 光感知 <input type="checkbox"/> 他()		
	⑥浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑦十分な空間の確保	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
15 更衣室及びシャワー室				
スポーツ施設に設ける1以上（男女の区分があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室	①出入口の幅は、80cm以上	(幅) cm		
	②戸を設ける場合は、車椅子使用者が容易に通過できる構造	(開閉方式)		
	③車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	④腰掛台及び手すりの設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤操作の容易な位置にレバー式等の操作しやすい水栓器具	<input type="checkbox"/> レバー <input type="checkbox"/> 光感知 <input type="checkbox"/> 他()		
	⑥1以上の更衣用又はシャワー用ブースは、車椅子使用者が利用できる床面積を確保	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

16 客室				
ホテル等に設けられる客室	①車椅子使用者用客室を、客室総数の100分の1（端数切り上げ）以上設置	(客室総数) 室 (車椅子使用者用客室) 室		
	②出入口の幅は、80cm以上	(幅) cm		
	③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に通過できる構造で高低差がないこと。	(開閉方式)		
	④車椅子使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	⑤5(1)①から⑩まで及び(2)に定める構造の便所の設置（客室の外部に5(1)①から⑩まで及び(2)の便所が設けられている場合（客室数50以上の場合は、同一階に限る。）を除く。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
	⑥14に定める構造の浴室を設置(14に定める構造の共同浴室等が設けられている場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ただし書		
17 受付カウンター及び記載台				
2人分以上の受付カウンター等を設ける場合	①幅は、80cm以上（管理者等が容易にカウンター前に対応できる場合を除く。）	(幅) cm		
	②高さが75cm程度でけ込みのあるもの（管理者等が容易にカウンター前に対応できる場合を除く。）	(高さ) cm (け込みの高さ ／奥行き) cm/ cm		
18 公衆電話台				
公衆電話台を設置する場合	車椅子使用者が円滑に利用できる高さ及びけ込みに配慮した公衆電話台を1以上設置	(高さ) cm (け込みの高さ ／奥行き) cm/ cm		